

平成30年度 第1回 練馬区青少年問題協議会 会議要録

日 時 平成30年7月17日(火) 午後2時～4時
会 場 練馬区役所本庁舎20階 交流会場
出 席 者 委員30名(うち代理出席3名) 欠席委員6名
幹事1名 書記1名 事務局4名
公開の可否 可
傍 聴 者 0名

1 開会 青少年課長

2 委嘱状交付

委員(区職員を除く)に委嘱状を机上配布した。

3 会長挨拶

本当に大変な暑さで、こういう中で、時間をつくってご出席頂きまして、真に有難うございます。感謝を申し上げます。

委嘱状につきましては、これも話がありましたように、お手元に配布してありますので、ご覧頂きたいと思います。期間は2年となりますが、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

第1回の青少年問題協議会であります。最近10年間の青少年非行の状況を見ると、一番多かったのは、平成17年でございますが713件。これがピークでありました。昨年、平成29年は215件と、約3割減少したわけでありまして。

これは、ご出席の皆様がそれぞれの立場で頑張ってもらったその成果であると考えています。心から感謝を申し上げます。

とはいえ、最近、また新しい非行と言いましようか、問題が生じてきている。例えば、皆さんもご存知であります、子どもたちを脅迫したり、あるいは、騙したりして、自分の体を写させて、それを自撮り画像として送らせると、そういった被害も出てきているわけでありまして。

こういった新しい問題、例えば、今お話をしたSNSを悪用したそういった問題に対して、我々是对応していかなければなりません。

今年度、区として、青少年育成活動方針を作成する予定であります。この協議会は、皆様に、今お話ししたような問題もご議論を頂きます。どうか活発なご議論を頂き、かつ忌憚のないご意見を賜りたいと思います。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。

一言、こういう場で恐縮であります、自分のことを申し上げます。去る4月15日の区長選挙で、区民の皆様の信任を頂きまして、引き続き、区長の重責を担うこととなりました。

区民の皆様の声にお応えして、必ずお約束した「改革ねりま第 章」を実現しなければならない。身が引き締まる思いではありますが、「改革ねりま第 章」におきましても、子どもたちの健全育成は極めて重要な課題であります。皆様と力を合わせて、区民の皆様にお約束した「子ども

たちの笑顔輝くまち」を実現したいと、そう考えておりますので、皆様のご支援、お力添えを心からお願い申し上げます。

どうか本日は、よろしくお願い申し上げます。

4 委員（および事務局職員）の紹介

5 副会長の選出について

6 議題

（議長）

それでは、議題に入ります。皆さんよろしくお願いいいたします。

本日の会議次第に沿って進めていきます。

議題の審議に入りたいと思います。

「平成31年度練馬区青少年育成活動方針（案）の策定について」事務局から説明してください。

（事務局）

資料2、3により説明

（議長）

ただいま、事務局から議題の趣旨説明およびアンケート結果の説明がありました。

ご質問等がございますか。

（委員）

基本的なことでは申し訳ないですが、青少年問題協議会条例、これが参考についていますよね。

その第2条、組織のところですが、「36人で組織する」と記載があります。前は36人で組織されていたと思うのですが、今回は35人で公募委員が一人削られている。要するに、5人いたのが今回は4人になった経緯と、それからもっと基本的なことですけども、これは条例です。

要綱であれば部長決裁で簡単に済まされるでしょうけれども、条例になりますと区長決裁で、しかも、区議会に議案が上がる内容だと思うのです。

人数的に言えば、一人二人関係ないのではないのかと一般的には思うかもしれませんが、条例では「36」とうたっているのです。東京都をはじめ各自治体を調べると、「以内」と入っているのです。「36人以内」であれば、30人であろうが20人であろうが「以内」です。なぜ「以内」を落としてしまったのでしょうか。

青少年委員の要綱ですが、そちらに「以内」は入っています。なぜ公募委員が一人削られたのか、条例はこのままでいいのか。練馬区の考え方をお願いします。

(議長)

条例の中の公募委員が6名のところ、一人減った、その経緯について、事務局よろしく願います。

(事務局)

ご説明が漏れて申し訳ございませんでした。

公募委員は、5名で本年度の募集をさせていただいたところでございます。

実は、5名の予定をしていたところですが、直前になりまして辞退がございまして、追加募集が間に合わず、今現在は4名ということでございます。

区議会議員の選出に6名と記載してございましたけれども、4名ということもございました。

条例上、36名と定めさせていただいているところですが、実際は、要綱で「以内」として、様々な事情により36名以内で運営させていただいているという状況でございます。

どうかご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

(委員)

すみません。つまらないようなことですが、要綱であれば、例えば、部長決済でどうにでもなるわけですよね。

条例でうたっていると、たまたま今回は一人集まらなかったというのであれば、今後も、そういうことが考えられるので、「以内」をなぜ入れないのか、しないのか。

どこの自治体を見ても、「以内」と入っているのです。そういう危険性があるから。だから、10人でもいいんです。下手すれば5人でも構わない。36とぴったりをうたっているのです、このままでは今後にも影響するのかなということで、今回だけではなくて、その辺です。

(議長)

ただいま、条例の2条には「委嘱する委員36人をもって組織する」という、「以内」というのが入っていないので、この運用の仕方については、今後も問題になるのではないかという意見がございました。これについて、事務局。

(事務局)

改めて、その点につきましては、検討させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

(議長)

それでは、他にご意見はありますか。

アンケートの結果等、もしお気づきの点があればご意見をいただきたいと思います。

それでは、特になければ、ここで、31年度育成活動方針(案)の策定にあたりまして、ご意見をいただきます。

平成30年度版青少年育成活動方針をご覧になって気になる点や、青少年健全育成という観点から参

考となるご意見をお願いいたします。

恐らく皆さん方には、資料がお手元に、事前に送付されていると思います。

先ほど、アンケートの中でも、よくできているとのご意見がありましたけれども、委員の皆様方もご覧いただきまして、ご意見をどうぞ。

(委員)

始めてで、これが意見になるかどうか分からないのですが、3ページの上の方です。

「参加してみませんか、青少年育成地区委員会では」のところに、野外活動、スポーツ、文化事業、地域交流と色分けして、きれいに五つ、六つくらいの項目があるのですけれども、一つだけ気になりましたので、申し上げたいと思います。

野外活動、上から、キャンプ、ハイキング、川遊び、バーベキュー、潮干狩り等々とありますが、「バーベキュー」という言葉にすごくひっかかりまして、レジャー的なものとか、家の庭ですのような感じに考えてしまいましたので、もっといい言葉があれば、「納涼クッキング」とか「飯ごう炊さん」の方がよろしいのではないかなと思います、あくまでも私個人の意見です。

(議長)

ただいま、青少年育成地区委員会での野外活動の中で、バーベキューというのが行事にあるということですが、青少年育成地区委員会では、バーベキューは行っていますか。

(委員)

一般的に考えるバーベキューではなく、ただいまのご意見のとおり、「飯ごう炊さん」に近いかもしれませんが、学校の形態に合うような事業となっておりますので、若干、遊び心が含まれたバーベキューになっているかもしれません。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまご意見をいただきましたけれども、他に気になる点はございますか。

育成地区委員会というのは、17地区ございまして、それぞれが行事名などを工夫して、色々な特色ある事業をおこなっております。他にご意見はいかがでしょうか。

(委員)

これまでの委員会の中でも意見が出ていたかもしれないのですが、「おうちで一緒に読んでみましょう」というこの冊子の相談先が色々出ていますけれども、子どもたちが相談をしたいという時に、自分で携帯を持っている場合も、この頃は増えてきていますけれども、練馬区とか、それから、この委員会でどうこうできるということではないのですけれども、フリーダイヤルでつながる場所がいくつも見受けられますけれども、さらに増やしていくような働きかけもしていただけるといいかなと思います。

それは、ここでどうこうということではないのですけれども、また、その予算付けをどうするの

かということにもつながるのですけれども。

でも、実際に、子どもたちが相談する時に、お金がかかるというところで躊躇するという声も少しいただいていますので、そういったことも考慮していただけるとありがたいなと思います。

(議長)

ありがとうございました。お子さんが気軽に相談できる場所というご意見がございました。他にございますか。

(委員)

今の相談先というお話で、先ほどのアンケートの中でも紹介されていた、先ほど他の委員からフリーダイヤルというお話がありましたけれども、最近のお子様というのは、対面の窓口や、電話といったコミュニケーションというのは、あまりされないということが、さまざまなアンケートとかでも、はっきりしてしまっていて、そういった意味では、色々表裏面はあるかと思いますが、SNS、LINEなどを活用した窓口というのが、今後、必要になってくるのではないかと思います。

ぜひ、議論の中でも、そういったところも議論していただけたらというところが、相談先というところでは1点です。あと、冊子といった部分で、一つ確認と言いますか、昨年、前回の議事録を確認させていただくと、この冊子は、できるだけ多くの皆様にページをめくっていただくことを大きな目的として、かなり刷新されたという内容も伺っておりまして、そういう意味では、アンケートの結果といいますが、取り方をみますと、学校とか、実際に手に取った保護者の方がどうされたのかという意見が吸い上がっていないのかなというところを感じるのですけれども、そういったところに対します区のお考えといいますが、そこをお聞きできればと思います。

(議長)

アンケートの結果の取り方について、事務局。

(事務局)

幼稚園、保育園にも配っているというところもございますが、そこには、アンケートをとっていません。そういったご意見を踏まえて保護者へのアンケートの取り方についても今後は改めて、検討させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

(議長)

それでは、他にございますでしょうか。

(委員)

お尋ねしたいのですけれども、平成30年度の練馬区青少年育成活動方針の1ページ目、全体としては、私は何年か審議しておりますので、よくできていると思います。

ただ、これは、私なりに言うとアナログ時代の更新である、新しいデジタルの時代にはどう対応す

るかという方向から検討を加える必要があるのではないかと私は思っています。これ自体の批判ではないですよ。よくできていると思います。

先ほど、SNSとか、色々な話が出てきていますけれども、私が最近よく思っているのは、よく分からないので、有識者の方に聞いていただきたいです。

これから、AI、ITと騒がれている。AIというのは、人の気持ちを忖度することはできますか。AIというのは、建前と本音というのはわかりますか。

もうひとつは、AIというのは人の顔色をうかがっている、あるいは場の雰囲気を見るということができるのですかね。そこがよく分からない。AIというのは、進化していったら、そういうことができるのですかね。

AIは、私は、しょせんインプットしたものをアウトプットということだと思います。ですから、情報が入らないものは処理のしようがないということになる。

けれども、人間も、人の気持ちを忖度するとか、顔色を見るというのは、色々な経験を通じないと、つまりそれはインプットですよ。そうでないと、その判断はできないと思う。

そうだとすれば、人間もAIも同じことは、延々とインプットする。つまり、この資料で言えば、1ページ目の上から2番目、青少年の参加の機会を増やそうということで、極力、小さい時から社会体験をさせることが必要。具体的に申し上げますと、お祭りに出て、盆踊りに出て、あるいは野球に出て、いわゆる桜まつりに出て、色々な社会の実相に接することが必要である。

学校教育は、私は、かなりいい水準で日本の教育はいつていると思うのです。これ以上、私からの立場からというと、クレームをつけることはないような気がするわけです。

一番足りないのは、そういった絶対、実社会での体験、それが必要だと。そういうことを痛烈に、人の顔色を見たり、気持ちを忖度したり、その場の雰囲気を見ることだと思います。

これからの時代は、AIにできないことは人間が必要、人間に求められる。

塾に行って、すごく勉強して、やたら知識を詰め込んだらAIに敵うのかといたら、敵わないような気がするのですよ。よく分からないですけれども、最近のことだから。

そうだとすれば、AIに「すみません」ではなく、AIを振り回す人間をつくるにはどうするかということ、今後、この資料で検討する必要があるのではないかとということです。

具体的に言うと、そういった、例えば、具体的に 話が長くなりますが、いいですか。

(議長)

それでは、なるべく、しばってお願いします。

(委員)

今、練馬区の町会連合会に私は出ているのですけれども、加入率が40%を割っているのです。町会は、皆さん、なくなっていいと思いますか。

若い人たちに話を聞きますと、町会に入って何のメリットがあるのと。メリット、デメリットとくるのです。

町会に入っていると、物質的な面とか、金銭的なものは与えることができません。そのかわり、私は、若い父兄の方々、子ども何を与えるかということ、私は、社会とか、お祭りとか、色々なものを通

して社会体験を与えることができる。つまり、精神的栄養だと思う。

ですから、若いお母さん方に、町会はメリットがないというのではなく、入っていただいて、親がお祭りでも何でも参加して、実体験を子どもにさせる。子どもをその社会の中に入れて、小さい時から色々なことを育む姿勢をつくる、そんな感じがしております。

長くなりましたけれども、そういう面で、2番目の青少年社会参加を増やそうということで、もう少しここを深めて、私が申し上げたようなことに対してご検討いただければありがたいかなと、そのような感じをしております。

以上です。

(議長)

ただいま、青少年の社会参加の機会を増やそうということでご意見をいただきました。

具体的には、文言と言いますか、どのような点を加えたらよしいという意見ですか。

(委員)

文言を修正する必要があるのかもしれないけど、問題はどのようにして実行するかということだと。全部、配られているようで、これは結構ですけども、それ以上、これを配られていることはいいけれども、子どもたちをもつお母さん、お父さんたちが、配られているのをよく見て、そのような意味をそしゃくして、どうするかということ、そこがどうなるのかということです。

その町会に入って、お祭りでも何でも参加して、実体験で、そういう場に子どもたちの連れ出すのはお祭り以外にないと思うのです。

私の能力では、一言では表現できません。

(議長)

わかりました。

ただいまのご意見は、活動方針に書いてある内容をいかに実践させるかというご意見でした。

ただいまの意見に感想や意見、または、私はこういうふうに思いますというご意見がありましたら、ぜひどうぞ。

他の点でも結構でございます。

(委員)

今のご意見とはまた別の内容ですけども、非常にすばらしい活動方針ということ踏まえて意見させていただくのですけれども、資料3のアンケート調査結果から、各機関で色々と活用されているのだなということも、見て感じ取れます。

上から大人の目線を出ている活用事例は出ているのですけれども、実際にお子さんたちが手にとった時、活用してきた中で、どのようにこの内容を思っているのか、子どもの目線に立ったというところが、このアンケート内容を踏まえて、どういうふうに、これにそって取り組まれているのかなというところが見えないなということもありますので、実際にお子さんたちから、この資料の内容などを踏まえて、もう少し、こういうものがあったら我々は伝わるとか、こういうような書きぶりの方が

ニーズにあっていてるのですというところを、もう少し吸い上げるような工夫も、今後は必要ではないかというところもありますので、一つの意見としてお話をさせていただきます。

(議長)

ありがとうございました。

お子さんの目線でのご意見はどのようなのですかというようなご質問がありました。

(委員)

この活用方法を含めて、なかなか難しいところで、子どもたちにどうこれを浸透させていくかというのは、とても難しい課題だと思っています。

その中で、この活動方針の4つ「みんなでやってみよう」というのは、大分、以前から比べると工夫されていて、ただ配っただけではなくて、それをもとに、これをきっかけに、親子の中で、家庭の中で話し合っていこうと、何か課題を見つけて取り組んでいこうという形では、そういう提起ができているのではないかなと思っています。

学校でも、青少年育成の活動に協力させていただいて、何かをやると言えば、それを学校からアピールする、それから教員がそれに参加して一緒につくりあげていく、そんな活動をしているところがございます。

ですので、直接学校から渡す時に呼びかけるだけで、その後、どう子どもにそれが浸透して、どのようなふうに広がっているのかといったところは、まだ十分学校としてもつかめているところではございません。

しかし、それを広がっていくように学校も一緒にやっっていこうという形で取り組んでいるところがございます。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、ご意見がありましたら、お願いいたします。

(委員)

お話を聞きまして、特に子どもたちへの浸透度といいますか、これは、他の事業のことでも非常に、むしろ、小学校、中学校あたりからが盛んですけれども、グループで話し合いをするグループ学習が非常に盛んに行われています。

今、ご家庭でのこういった話し合い、もしかしたら小学生、中学生段階から、そういった話し合いをするということに非常に今のお子さんたちは、ある意味では慣れていきますので、そういったことが家庭の中に浸透していく、もしくは、こういったことが小・中学校、もしくは高校、こういったところでグループ協議をしていくという形で、一人一人の中に入っていくというのが、一つ方向性としてあるのかもしれないなと思いつつながら、お聞きしておりました。

(議長)

突然ですみません。ありがとうございました。

やはり、高校生になると、それぞれご意見といたしますが、同じものを見たり、聞いたりしても、行動が少し大人に近いといたしますが、違ってくるのではないかと思います。

他に、この活動方針の青少年の健全育成という観点からご意見をいただければ、もっと内容がよくなっていくのではないかと思います。いかがでしょうか。

(委員)

活動方針を読ませていただいても、わかりづらいと思うのは、どの立場の人、誰がどこを活用したらいいのか。

例えば、1ページ目からしても、「おうちで、色々なことを話したい!」という、これは言葉の感じからして、かなり小さい子ども向けですね。

三番くらいになると、「子どもを犯罪・薬物などの危険から守りたい!」、これは大人に対して書いていると思うのですが、見ると、全体に、一番左の1、2、3は親子で読むとして、真ん中は保護者と子どもに書いていて、その次の赤い枠の中は、子どもが、これは自分にあてはまるかなと思って書くのだろうかとか、子どもは、まず困ったらどこを読んでいいのか。

これは保護者に向かって書いているところなのか、子どもに向かって書いてあるところなのか、同じ枠の中でも錯綜しているところがあるのです。

それで、後ろの「子どもからのサイン」というところも、私も認定こども園を経営しておりますけれども、「子育ての悩み」というところで、児相に関するところは、親御さん本人というよりは、周りの親族とか、お隣に住んでいる人とか、虐待があるのではないかなという方が、第三者が連絡するところですね。

それから、子どもをどうしても虐待してしまう、どうしていいかわからないというような、カウンセリングはどこに電話したら聞いてくれるのかとか、何の立場の人がどこを読んだらいいのかが、わかりづらいと思えました。

特に、子どもたちがこれを活用する場合には、誰かに聞いてほしいという時に、子どもは電話をかけるのです。現場を何回か見たことがあるのです、小学生などが誰にも言えなくて電話しているところを。

そういう時は、どこに電話をしたらいいのか、「子どもを犯罪から守りたい」というのは子ども用ではないし、ぱっと見てわかりづらいですね。

子どもはこことか、子どもはここに電話してみようとか、何の立場の人がこれを呼びかけられているのかが錯綜している。大人用であったり、子ども用であったりが同じ枠の中にいたりきたりしているので、親御さんはここ、子どもはここと、わかりやすい方がいいのかと思えました。

(議長)

ありがとうございました。

先ほど事務局から説明がありましたように、活動方針の元は、昭和50年、今から40年ほど前ですか、色々な段階を経て、こういう形になっていまして、なおかつ、配るところも、昔は青少年育成地区委員向けの資料だったのが、それがだんだんと広がってきて、今現在は大きな数を発行されています。

今の委員のご意見なのですけれども、色々な面で使い道がたくさんあるのではないかと、特定ではなくて、大人から子どもまで、あらゆる面を網羅してと言いますか、ですからこれは、いわゆる大人、青少年育成に関わる人たちのための参考資料と言いますか、そのようになっているのではないかと思いますけれども、事務局で何かありますか。

(事務局)

昨年度も青少年対策連絡会でも同じようなご意見がありました。

今、議長からお話があったように、育成地区委員会向けから、だんだん、地域に向けて変わっているということで、形をかえてきて、誰に向けて発信しているのかが分からないというのは、ご意見としてごもっともだと思います。

様々な立場の人向けにつくると、枚数と、色々な内容が必要になってくるということも昨年度もご意見がありましたので、今のご意見も踏まえた中で、青少年対策連絡会の方で検討させていただきたいと思います。

(議長)

よろしいですか。

(委員)

はい。

(議長)

それでは、他にご意見は、
どうぞ。

(委員)

このパンフレットの内容については、毎回、会議でご意見を各委員の方が出されて、それなりに有効ではないかと思うのです。

実際、区民の一人として、こういうのは大丈夫ですかという、色々な機関、練馬区の機関、国の機関、都の機関と、色々な紹介がありますけれども、実際に、そこが助けになっているのかどうか、こういうのがありますよと載せていただくのは結構ですが、例えば、例として出したくないのですけれども、練馬区の犯罪被害者支援に関する窓口が人権課(人権男女共同参画課)であります。これは片手間にやっているのです。相談を受けます、相談員がいないのです。普通は、相談員を置かないと。

杉並区か中野区かな、警察のOBを置いて、当然、犯罪被害にあった方は、二次被害もあって、同じことを警察でも検察庁や裁判所でも思い出して言わなくてはいけないのです。それを、区に来て、相談員がいない。それは警視庁に行ってください、都に行ってくださいと。

杉並区の場合は、犯罪被害者について条例化までしてしまして、それは、ある委員会でも私は発言しましたけれども、形はある。それが本当に機能しているのかどうか、我々は分からないのです。

ですから、パンフレットでうたうとしたら、これが限度だと思うのです。しっかり機能したもので

あれば、別にごちゃごちゃと書く必要はないのかなと、私はそう思っています。

今日は学校の先生方がいっぱいいらっしゃいますので、お聞きしたいのですが、不登校です。

ここに載っていますけれども、「だいじょうぶですか?」ということで、いじめ等が原因で、要するに学校に行きたくても行けない。行きたくないというのは、学校がつまらないので行きたくないという、ずる休みになるわけですけれども、行きたくないのではなくて、行くことができないと、鬱病もそうですけれども、それを無理やり学校に戻すのはいかなものかと。

自殺者も出しているわけではないですか。教育委員会も、そのたびに色々大変な、忙しい中にまた仕事が増えてきているというか、そういう状況の中で、一昨年12月、教育機会確保法というのができましたよね。その中で、要するに、行けないのであれば学校に行かなくてもいいですよということが、はっきりとうたわれているわけです、国の方で。

フリースクールとか、練馬区だと学校教育支援センターで、そういうお子さんを休養させ、学習させて戻すということになると思うのですが、一つお聞きしたいのですが、憲法26条2項に、「すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う」。先生方は当然知っているのでしょうかけれども、普通教育を受けさせる義務がある。「学校教育」とはうたっていないです。要するに、学校からの教育もあると国も認めているわけです。

練馬区もやっていると思うのですが、簡潔で結構ですから、この法律に対する考え方と、今言った憲法ですか、練馬区がそういう不登校の児童・生徒に向けてどういったことをやっているか、お聞きしたいなと。

(議長)

それでは、この青少年育成制度とは話が離れていますけれども、関係者の方、お願いいたします。

(幹事)

不登校施策も担当しておりますので、簡単にお答えしたいと思います。

練馬区教育委員会では、平成29年4月に、練馬区教育委員会不登校対策方針というものを示しました。

それには、大きく分けて、未然防止、初期対応、再登校支援、社会につながる支援の4つの柱でやっているわけですが、一番大事な根っこところは、子どもたち一人一人の状態に寄り添った支援をするということでございます。

ですので、今お話ししたように必ずしも、学校の登校ありきということではなくて、今のその子どもの状態に寄り添った支援をしておるところでございます。

学校教育支援センターでは、適用指導教室、小学生はフリーマインド、中学生はトライ、それから、スクールソーシャルワーカーという人たちを、今年度、練馬区で16人配置しまして、学校ごとの担当となっております。

その方たちが、一人一人の子どもたち、ご家庭、学校と、あるいは社会的なものをつながりまして、その子たちが学校に行けずとも勉強ができた、社会の人とつながれたりするような、そういう配慮をしておるところでございます。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、本題に戻りまして、今の委員のご意見というのは、書いてあります子どもからのサインということでご意見をいただいたわけでございます。

また、回答をありがとうございました。

それでは、31年度の育成活動方針(案)の作成にあたりまして、さらに、青少年の健全育成という点を主題にいたしまして、ご意見があればお伺いしたいと思っておりますけれども、他に、どうぞ。

(委員)

色々な問題点がありましたけれども、ご指摘いただいた健全育成ということになると、いじめというのは、子どもは基本的にやりますよね。いじめのない社会というのは、ないと私は思うのです。

だから、どこまでがいじめで、どこまでがいじめではないのか。これは区別がつきません。学校でやるといじめになるのだけれども、大勢の兄弟の中で喧嘩をしたら、いじめにならないのですよね。お母さん、お父さんが状況を見て判断したというだけであって、これを兄貴が弟をいじめたとか、姉ちゃんがいじめたというようには言わないと思うのです。

生存競争ですから、家庭の中で子どもだと常時ある、これが社会に出て、学校でいうと「いじめ」だということに捉えられている。

そういうことは、これは今後とも絶対なくなる。「絶対」という言葉を使っていいと思う。

それよりも家庭で、お母さんお父さん方が、もっと小さい時から、いいこと悪いことのけじめをつけて、いじめでも、たたかいても何でも、子どもたちに止めさせることを体験して覚えさせていかないといけないと思うのです。

いじめは悪いことだから、いじめたら先生方は怒らなければならないが、怒ったらなくなるかといったら、なくなる。

健全育成ということから考えると、私は、子どもたちを小さい時から野に帰せとっています。人間動物だから、野に帰して色々な経験をさせて、抵抗能力をつけさせないといけないと思うのです。

ですから、私は、野に帰した方が健全だと思います。いじめに耐えられる子どもは育っていくと、そのような感じがします。

以上です。

(議長)

ありがとうございました。

委員の持論を発表いただきました。

ただいまの意見について、同感の意見なり、また、私は違いますよという意見がありましたら。

(委員)

よろしくお願いします。

今おっしゃったこと、一般的には昔から当然ある話であると僕も当然思っております。

ただ、健全育成というところで、練馬区、もしくはこの会場にいらっしゃる皆様方に関して言いま

すと、健全育成を目的として子どもを育てなければいけないというのが目的だろうというふうを考えております。

子どもの環境の中では、先ほど申し上げた、いじめの関係であったり、学校の関係であったり、SNSの関係であったりと、今の時代の子どもたちというのは、色々なものが昔以上にあるというのが現状でございます。

その中で、私たち大人たちがどれだけ子どもを見てあげるかというのが、第一だと考えております。

青少年委員会といたしましても、小学校5年生から中学校3年生、青年リーダーに関しては高校生から23歳までの子どもを、青少年委員会で扱っております。

その中で、仲間づくりということを中心に子どもたちに指導しております。その中で、いじめっばいことというの、ないことはないと思うのですが、それは65名の青少年委員で、いじめの前に、いじわるをしない、いじわるをさせない、いじわるをしそうになった時に止めるということをお願いして青少年委員会としてはやっております。

ですから、子どもたちにとってみると、このような冊子もすごく重要ですが、何よりも大事なものは、いくつの大人目が子どもたちに注がれているかというのが非常に重要だと考えております。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、どうぞ。

(委員)

今の青少年育成の方に一言だけ。

先ほどのアンケートの結果のところ、ジュニアリーダーのあり方について一言、区民の方が書いてあるところが、私の注意を引いたので。

途中から入りづらいと、はっきりそういうふうを書いてあったのです。

そういう状況なのか、ジュニアリーダーというのは大体5年生から入って、その子がずっと中学3年生までやってという、うちの息子もそうだったので、そして青年リーダーになっていくという感じなのです。

だから、逆に入りづらいと感じられているのかと、すごく思いましたので、そこがありましたら。

(議長)

ただいまの質問に対して、どうぞ。

(委員)

ありがとうございます。

ジュニアリーダー養成講習会には、定員数がありますので、定員が、初級で言うと60名、中級で言うと85名から90名くらいが上限と決まっていますので、どうしても多い場合には抽選という形になります。

継続してやっていただくというのが基本的な形なのですが、抽選になりますと、その中でも、

継続したい方もいっぱいいるのだけれども、その中でも抽選しなければいけないという現状がありますので、翌年にまた応募していただいて入っていただくという方法しか今はございません。

(委員)

そういうふうに、抽選できちんと決まっているということをもっと区民の方に発信する機会があればもっといいかなと私は思いました。

(議長)

それでは、他にご意見がないようですので、事務局でまとめていただきたいと思います。
よろしく願いいたします。

(事務局)

委員の皆様には、本当に日ごろから青少年の健全育成にご尽力いただいているお立場から、貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

本日いただいたご意見を青少年対策連絡会で検討いたします。

先ほどの、参考の資料の最後のページ、青少年問題協議会の下部組織に青少年対策連絡会がございます。

そして、先ほど資料のご説明はしませんでしたでしたが、資料2 - 4で、青少年問題協議会から青少年対策連絡会に、本日の平成31年度練馬区青少年育成活動方針(案)の策定について諮問させていただくことにさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(議長)

では、本日のご意見を踏まえて、平成31年度青少年育成活動方針素案を青少年対策連絡会で作成いただきたいと思います。よろしければ、拍手でご承認ください。

(拍手多数)

(議長)

ありがとうございました。

それでは、7、報告事項に入ります。

(1)「青少年の非行・被害者防止全国強調月間」および(2)こども家庭部青少年課所管事業について、事務局で説明をしてください。

(事務局)

資料4、5、6により説明

(議長)

以上の事務局からの報告事項について、何か質問はございますか。

それでは、なければ、続きまして(3)子ども防犯ハンドブックの寄付受領について、事務局で説

明してください。

(事務局)

資料7、8により説明

(議長)

ただいまの説明していただきましたけれども、質問はございますか。

ないようですので、それでは、せっかくの機会ですので、区内の少年非行の動向について、石神井警察署の少年第一係長からお話をいただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いたします。

(委員)

練馬区内は、石神井警察と練馬警察、光が丘警察と3署ございますが、学校の数とか取り扱いの内容については、ほぼ拮抗してしまっていて、ほとんど数字的にも変わりがないということで、石神井警察の今年に入ってから、1月からの取り扱い状況を、数字を挙げながら事例も交えてご紹介したいと思います。

まず、窃盗の中で一番多い自転車泥棒です。これは小学生の取り扱いは0、中学生は6件、高校生は7件と、高校生が一番多いのに対しまして、万引きの扱いについては、小学校9件、中学校2件、高校生は現在まで0となっております。

その他、置き引きとか、侵入窃盗 家の中に入る泥棒、これについては、小学校は0、中学校1、高校3となっております。

暴行・傷害の粗暴犯ですが、これは小学校3、中学校9、高校生が5。

虞犯。虞犯と言いますのは、家出とか親の監護に従わない、いわゆる家庭内暴力とか、そういったことで取り扱いを受ける子どもの数ですが、小学生が3、中学生が6、高校生が2と、このような数字となっております。これは1月から7月10日ごろまでの数字です。

先ほどもお話ししましたが、万引きの小学生9というのは、去年と比較しても非常に多い数字になっておりまして、これについては、当初の取り扱いでは裏がございまして、ある小学校ですが、万引きにたけた子が一人転校してくるのですね。そうすると、その子が指導者となって教え歩いて、合計6人が入れ替わり立ち替わり、お菓子、カード、それからアダルト雑誌、こういったものを万引きして、近くの公園に秘密基地をつくって、藪の中に穴を掘って基地をつくって、そこに隠していたというような、そういった取り扱いが、6人の子どもがございました。これは2人でも3人でもやっても1件の計上なので、比較的、小学生の取り扱いが多いなというところですよ。

色々なコンビニがございまして、保護者に連絡して被害を弁済してくれれば警察には届けられないというところもたくさんありますので、これは、9件というのは氷山の一角と捉えています。

その他、虐待についてお話ししたいと思います。

虐待については、28年、29年、30年と、3年間の数をご紹介します。

平成28年は69件、平成29年は208件、平成30年は6月末までの数で104件と、ほぼ去年と同じような

数の推移で、28年から29年は非常に増えていますが、これについては、児童の虐待を掘り起こそうということで、国や都でそういう設けがございまして、夫婦喧嘩についても、夫婦喧嘩を子どもの前でした場合には、これは精神的虐待と捉えて、我々は児童相談所に通告しております。

ですから、うちも、うちの子どもが通告されていた可能性は大といった状況で、皆さんもお気をつけいただければというところでございます。

ざっとではございますが、石神井警察、光が丘警察、練馬警察とも数字の方はほとんど変わらないので、現在までの犯罪発生と虐待の状況をご紹介いたしました。

(議長)

ありがとうございます。

ただいまの係長のお話で何か質問はございますか。

気になったのは小学生の万引きで、実は私は、この前、「万引き家族」という映画を見させてもらいまして、当時と今とは違いますけれども、社会的な年代では、映画の中での万引き家族の方は、ちょっと古い時代の内容でしたけれども、今、聞きましたら小学生が石神井警察署管内では9件。

(委員)

発生が9件です。

(議長)

9件ですね。わかりました。

(委員)

人数は多くて、一気に3件とか、一気に4件あるので。

(議長)

なるほど。わかりました。

いわゆる再犯防止ということで、今、48.7%の人が再犯をしている。いわゆる検挙人数した中の48.7%を再犯の人が占めているという実態がございまして。

質問がございませんでしたら、本日予定しておりました議題は終了しましたが、各委員から何かございますか。特にございせんか。

それでは、事務局は何かありますか。

(事務局)

1点、ございます。

次回の青少年問題協議会でございますが、平成31年1月29日(火)午後2時から、練馬区役所本庁舎20階、この交流会場で開催の予定でございます^{注1}。変更する可能性もございます。また改めて、12月にご連絡、もしくは、変更する場合は早めにご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。

他に何かございますか。ないようでしたら、これで平成30年度第1回練馬区青少年問題協議会を終了いたします。

本日は、真にありがとうございました。

注1 第2回青少年問題協議会は、平成31年1月28日(月)午後2時から、区民産業プラザ 3階 研修室1 開催に変更となった。